

○北九州市道路公社回数券約款

〔平成18年3月27日〕
規程第11号

改正 平成18年6月30日規程第16号

改正 平成26年3月28日規程第4号

(目的)

第1条 この約款は、北九州市道路公社（以下「公社」といいます。）が管理する有料道路の回数券の販売、使用方法、交換等に関し必要な事項を定めることを目的とします。

(販売)

第2条 本公社が販売する販売券種は、別表のとおりとします。

(使用方法)

第3条 回数券は1券片をもって券面表示の券種に属する車両1台が通行1回に限り、券面表示事項に従って使用することができます。

(通用期間)

第4条 回数券の通用期間は、公社が運用開始の日を特に指定する場合を除き、回数券の販売日から料金徴収期間の満了の日までとします。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日までとします。

- 一 当該回数券が廃止されたとき。
- 二 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。
- 三 料金の額に変更があったとき。

(無効)

第5条 次の各号の一に該当するときは、当該回数券は無効とし、これを回収します。

- 一 券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。
- 二 券面表示事項がぬり消され、又は改変された回数券を使用したとき。

(通行の禁止)

第6条 公社が業務上必要があると認めたときは、回数券による通行を禁止する場合があります。

(交換)

第7条 料金の額又は車両区分に変更があったときは、変更前の回数券と変更後の回数券とを交換します。

2 前項に定める回数券の交換は、原則として交換前の回数券（以下「旧券」といいます。）の価格総額に見合う交換後の回数券（以下「新券」といいます。）を交換することとします。

3 上記の旧券の価格総額は、下記の計算方法により計算した金額とします。

$$\text{価格総額} = (\text{回数券 1 冊当たりの販売価格} / \text{回数券 1 冊当たりの綴り枚数}) \\ \times \text{残存枚数} \quad \text{※ 1 円未満の端数は切り上げ}$$

（交換手続き）

第 8 条 回数券の交換を行う場合は、公社所定の手続きをしていただきます。

（払戻し）

第 9 条 販売した回数券は、払戻しは行いません。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

一 料金徴収期間が満了したとき。

二 当該回数券が廃止されたとき。

三 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。

四 利用者に廃車、勤務地又は住所地の変更等が生じ、公社が払戻しの必要がありと認められたとき。

2 前項第 4 号に該当する場合は、払戻し理由が証明できる書類を提示していただきます。

（払戻し手続き）

第 10 条 回数券の払戻しを行う場合には、公社所定の手続きをしていただきます。

（払戻し額）

第 11 条 回数券の払戻し額は、下記の計算方法により計算した金額とします。

$$\text{払戻し金額} = (\text{回数券 1 冊当たりの販売価格} / \text{回数券 1 冊当たりの綴り枚数}) \\ \times \text{残存枚数} \quad \text{※ 1 円未満の端数は切り上げ}$$

（交換及び払戻し場所）

第 12 条 回数券の交換及び払戻しは、若戸大橋料金所及び公社が指定する場所で行います。

（手数料）

第 13 条 回数券の交換又は払戻しを行う場合は、手数料をいただきます。ただし、第 7 条第 1 項に定める交換及び第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる事由に該当する払戻しを行う場合は、この限りではありません。

2 前項の手数は、回数券の冊子 1 冊につき 100 円とします。この場合、既に使用が開始された回数券の冊子は、未使用の回数券の枚数にかかわらず 1 冊とみなします。なお、手数料には別途消費税及び地方消費税を申し受けます。

(特別な措置)

第14条 社は回数券の取扱いについて、社において特別の事由が発生したときは、この約款の定めにかかわらず特別な取扱いをすることがあります。

(周知方法)

第15条 第4条第1項、第6条、第9条第1項(第4号を除きます。)、第12条及び第14条に定める事由が発生したときは、この約款の定めにかかわらず、あらかじめ、その内容、実施時期その他必要な事項を若戸大橋料金所に掲示します。なお、社が特に必要と認めるときは、北九州市公報においても必要な事項を公告します。

(再発行)

第16条 回数券は、再発行しません。

附則

- 1 この約款は平成18年4月1日から施行します。
- 2 この約款の施行日の前日までに販売された日本道路公団及び北九州市発行の回数券については、この約款に基づき販売されたものとみなし、この約款を適用します。

附則(平成18年6月30日規程第16号)

- 1 この約款は平成18年7月20日から施行します。
- 2 この約款の施行日の前日までに販売された日本道路公団及び北九州市発行の回数券については、この約款に基づき販売されたものとみなし、この約款を適用します。

附則(平成26年3月28日規程第4号)

- 1 この約款は平成26年4月1日から施行します。
- 2 この約款の施行日の前日までに販売された日本道路公団及び北九州市発行の回数券については、この約款に基づき販売されたものとみなし、この約款を適用します。

別表（第2条関連）

（平成26年4月1日から）

車両の区分	券種	販売価格
原動機付自転車	21回券	720円
	100回券	3,090円
軽自動車	21回券	1,030円
	100回券	4,630円
普通車	21回券	2,060円
	100回券	9,260円
大型車	21回券	3,090円
	100回券	13,890円
	300回券（路線バスに限る）	31,500円
特大車	21回券	5,140円
	100回券	23,140円

（平成18年8月1日から）（注）販売は平成18年7月20日から

車両の区分	券種	販売価格
原動機付自転車	21回券	700円
	100回券	3,000円
軽自動車	21回券	1,000円
	100回券	4,500円
普通車	21回券	2,000円
	100回券	9,000円
大型車	21回券	3,000円
	100回券	13,500円
	300回券（路線バスに限る）	31,500円
特大車	21回券	5,000円
	100回券	22,500円

(平成18年7月31日まで)

車両の区分	券種	販売価格
原動機付自転車	11回券	510円
	60回券	2,550円
	100回券	4,080円
	250回券	10,190円
軽自動車	11回券	820円
	60回券	4,080円
	100回券	6,520円
	250回券	16,310円
普通車	11回券	2,040円
	60回券	10,190円
	100回券	16,310円
	(注) 250回券	33,280円
大型車	11回券	3,060円
	60回券	15,290円
	100回券	24,470円
	250回券	61,170円
	300回券(路線バスに限る)	64,220円
特大車	11回券	7,140円
	60回券	35,680円
	100回券	57,090円
	250回券	142,720円

(注) 普通車250回券は、北九州市からの補助金を受けることにより、
実売価格33,280円となります。